

科目名 Course Name		開講年次	開講学期	曜日・時限
社会の理解Ⅱ Understanding Society Ⅱ		1年	後期	別途、時間割参照
単位数	授業の形態	授業の性格		履修上の制限
2単位	講義	選択	(介護福祉士養成課程必修)	特になし
当該科目の理解を促すために受講しておくことが望まれる科目				
特になし				
同時に履修しておくことが望まれる科目				
介護福祉士養成課程必修科目				
担当者に関する情報				
氏名	研究室の場所	オフィスアワー		電話番号・メールアドレス
中島 佳子	栄養棟3階	月～木の授業以外の時間		授業中に指示します
授業の概要				
介護に関係する諸制度と組織、専門職の役割について学ぶ。障害者総合支援法の目的、しくみやサービス内容について理解を深めるとともにこれらが、利用者の権利保障につながっていることや介護福祉士が地域生活を支える一員であることを確認してほしい。				
授業の目標				
①介護保険制度の組織や専門職の役割について説明できるようにする。 ②障害者総合支援法の目的を捉え、しくみと運用、専門職の役割について説明できるようにする。 ③介護にかかわる諸制度について確認できるようにする。 ④介護福祉士として利用者の権利保障・地域生活を支える適切な支援について考えることができるようにする。				
授業の方法				
教科書と視聴覚教材、関連資料を使用した講義形式とする。理解を深めるため演習（レポート作成やワークなど）を取り入れる。				
学習の成果（学習成果）				
介護保険制度、障害者総合支援法及び関係する諸制度について理解し、その活用及び自身の役割について説明できる。				
授業のスケジュールと内容				
第1回目	ガイダンス／第3章 介護保険制度④（介護保険制度にかかわる組織とその役割）			
第2回目	第3章 介護保険制度⑤（介護保険制度における専門職の役割）			
第3回目	第4章 障害者の支援を担う法制度①（障害の概念と障害者の自立、障害者自立支援制度創設の目的と動向）			
第4回目	第4章 障害者の支援を担う法制度②（障害者自立支援制度の概要）			
第5回目	第4章 障害者の支援を担う法制度③（障害者自立支援制度のサービス利用の流れ、サービスの種類）			
第6回目	第4章 障害者の支援を担う法制度④（障害者自立支援制度のにかかわる組織とその役割）			

第7回目	第4章 障害者の支援を担う法制度⑤ (障害者自立支援制度創設の目的と動向)	
第8回目	第5章 介護実践にかかわる諸制度① 人々の権利を擁護する諸制度 (サービスの利用にかかわる諸制度)	
第9回目	第5章 介護実践にかかわる諸制度② 人々の権利を擁護する諸制度 (高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法)	
第10回目	第5章 介護実践にかかわる諸制度③ 人々の権利を擁護する諸制度 (障害者の権利を擁護する諸制度)	
第11回目	第5章 介護実践にかかわる諸制度④ 生活保護制度の概要	
第12回目	第5章 介護実践にかかわる諸制度⑤ その他の生活を支える制度	
第13回目	第5章 介護実践にかかわる諸制度⑥ 医療にかかわる法と諸施策	
第14回目	第5章 介護実践にかかわる諸制度⑦ 高齢者・障害者の住生活を支援する諸制度 課題レポート【提出：14回目】	
第15回目	介護福祉士の責務／自分の描く介護福祉士像	
成績評価の方法と基準		
評価の領域	割合	評価の基準
授業参加態度	30%	以下の点で評価する。授業の準備を整え、遅刻早退なく出席している。講義・演習を問わず、授業に積極的な姿勢が見られること。
レポート	10%	第14回のレポートを評価対象とする。評価Sは、講義で学んだことを活かして、自分なりの考え・意見・課題が述べられていること。要綱にしたがって作成され、締切までに提出されること。
調査報告書		
小テスト		
試験	60%	○×形式、穴埋め式、用語説明や事例問題等を用いて出題する。
発表内容 (態度含む)		
その他		
教科書と参考図書		
新・介護福祉士養成講座2「社会と制度の理解」介護福祉士養成講座編集委員会編／中央法規		
履修上の留意点・ルール		
私語、携帯電話の使用を禁止します。授業に関係のないもの (携帯電話、飲食物、化粧品、手帳など) はかばんにしまうこと。配布資料のデジタル化禁止。他の受講生に迷惑をかける行為があった場合には、退出を求めています。		